2026.4 改訂　　表記は税別表記がないものを除いて，全て税込です

弁護士報酬一覧表【離婚事件・不貞慰謝料請求】

【交渉お任せプラン】 方針提案、書面作成，協議書（公正証書）締結等、交渉全般を離婚成立迄サポート

着手金	**２２万円**（有責配偶者の場合 **＋１１万円**）※１ ① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合　**＋１１万円** ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合　**＋２２万円** ③ 面会交流の調整のみ行う場合　**＋５万５０００円**　※２ ④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合　**＋２２万円**
報酬金	離婚成立報酬　**３５万２０００円**（有責配偶者の場合 **＋２２万円**） ㋐親権の争いがある場合（※３）に，親権を獲得して離婚が成立した場合　**＋３３万円** ㋑慰謝料・財産分与等で経済的利益（※４）を得た場合， 経済的利益の**１２．１％（下限３３万円）** ㋒監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合　**＋３３万円** ㋓面会交流について、要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋔養育費について、要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋕婚姻費用について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋１１万円**

【バックアッププラン】 弁護士にアドバイスをもらいながら、自分で離婚の話合いを進めたい方はこちら

手数料	３か月間 **７万７０００円**　１か月延長ごとに **１万６５００円**

※　書類作成や相手方との折衝は、本プランでは対応範囲外となります。
※　他プランに移行する際は、各プランの着手金から５万円を減額いたします。

【離婚協議書・公正証書作成】 話合いは夫婦でできたが、書類を弁護士に作ってほしい方はこちら

手数料	**１１万円**（別途２万～４万前後の実費のご負担をお願いします）

【調停お任せプラン】 方針提案、調停申立、期日同席，期日間交渉等、調停（審判）全般をサポート

着手金	**３３万円**（有責配偶者からの離婚請求の場合 **＋１１万円**）※１ ① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合　**＋１１万円** ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合　**＋２２万円** ③ 面会交流の調整のみ行う場合　**＋５万５０００円**　※２ ④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合　**＋２２万円**
報酬金	離婚成立報酬　**３５万２０００円**（有責配偶者の離婚請求 **＋２２万円**） ㋐親権の争いがある場合（※３）に，親権を獲得して離婚が成立した場合　**＋３３万円** ㋑慰謝料・財産分与等で経済的利益（※４）を得た場合， 経済的利益の**１２．１％（下限３３万円）** ㋒監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合　**＋３３万円** ㋓面会交流について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋔養育費について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋕婚姻費用について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋１１万円**
日当	① 横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合　**１回　２万２０００円** ② ①以外の裁判所に出廷する場合　**１回　３万３０００円～＋往復交通費**（※） ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合　**１回　２万２０００円～**（①②に準ずる）

※　遠方の裁判所の場合、電話会議の期日になることがあります。この場合、日当は２万２０００円とします。

【その他の交渉･調停お任せプラン】 婚姻費用のみ請求する場合･面会交流･財産分与等

方針提案、協議から調停申立、期日同席および期日間交渉など、協議・調停全般をサポート

着手金	**２２万円** 婚姻費用と面会等，２つ以上の手続をご依頼頂く場合　一つの手続ごとに**＋１１万円**
報酬金	㋐慰謝料・財産分与等で経済的利益（※４）を得た場合，経済的利益の　**１２．１％（下限３３万円）** ㋑面会交流について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋３３万円** ㋒養育費について、要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋓婚姻費用について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円**
日当	① 横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合　**１回　２万２０００円** ② ①以外の裁判所に出廷する場合　**１回　３万３０００円～＋交通費** ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合　**１回　２万２０００円～**（①②に準ずる）

【監護者指定･子の引き渡しの仮処分･審判お任せプラン】

方針提案、協議から仮処分・審判申立、期日同席および期日間交渉など、仮処分・審判全般をサポート

着手金	**３３万円** ① 離婚調停も併せて行う場合　**＋２２万円** ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合　**＋２２万円** ③ 面会交流の調整のみ行う場合　**＋５万５０００円**　※２
報酬金	監護者指定及び子の引渡の審判により子の引き渡しを受けた場合　**３３万円**
日当	①横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合　**１回　２万２０００円** ②①以外の裁判所に出廷する場合　**１回　３万３０００円～＋交通費** ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合　**１回　２万２０００円～**（①②に準ず）

【訴訟お任せプラン】 方針提案、期日代理出席，期日間交渉など，訴訟全般をサポート

着手金	**４４万円**（有責配偶者からの離婚請求の場合 **＋１１万円**）※１ ① 婚姻費用分担請求交渉・調停も併せて行う場合　**＋１１万円** ② 面会交流交渉・調停も併せて行う場合　**＋２２万円** ③ 面会交流の調整のみ行う場合　**＋５万５０００円**　※２ ④ 監護者指定および子の引き渡しの審判・調停も併せて行う場合　**＋２２万円**
報酬金	離婚成立報酬　**４６万２０００円**（有責配偶者からの離婚請求の場合 **＋２２万円**） ㋐親権の争いがある場合（※３）に，親権を獲得して離婚が成立した場合　**＋３３万円** ㋑慰謝料・財産分与等で経済的利益（※４）を得た場合， 経済的利益の**１２．１％（下限３３万円）** ㋒監護者指定及び子の引き渡しの審判により子の引き渡しを受けた場合　**＋３３万円** ㋓面会交流について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋔養育費について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋２２万円** ㋕婚姻費用について，要求の全部・一部を含む合意をした場合　**＋１１万円**
日当	① 横浜・川崎の家庭裁判所に出廷する場合　**１回　１万１０００円** ② ①以外の裁判所に出廷する場合　**１回　２万２０００円～＋往復交通費** ③ 調査官調査・面会交流に立ち会う場合　**１回　２万２０００円～**（①②に準ずる）

※　遠方の裁判所の場合、電話会議の期日になることがあります。この場合、日当は１万１０００円とします。

【養育費回収お任せプラン】 離婚後に養育費のみ請求する場合

方針提案、協議から強制執行等手続申立、期日出廷・回収まで全般をサポート

着手金	**なし**　（下記条件を満たさない場合は着手金１１万円～）
事務手数料	**２万２０００円（ご依頼時に発生します）**
報酬金	回収額（未払分・将来分問わず）の３０％ （税込。報酬合計 55 万円に達するまで）
日当	①横浜・川崎の裁判所に出廷する場合　　**１回　２万２０００円** ②①以外の裁判所に出廷する場合　　**１回　３万３０００円～＋交通費**

※完全成功報酬制プランは、**下記３点を満たす方のみ**ご利用いただけます。

- 養育費等の債務名義（公正証書、調停調書、審判書、和解調書、判決書等）を有していること
- 債務者が、就業場所不明、業務委託・自営業など継続的な収入源に乏しいと思われる事情がないこと（会社員・公務員等毎月安定した収入を得ていること）
- 財産開示、第三者の情報取得手続を行う必要がないこと

【不貞慰謝料請求】

着　手　金	**１１万円**　　訴訟の場合　**＋２２万円**
報　酬　金	① 経済的利益の**２２％**（下限２２万円） ② 関係解消・接触禁止等非金銭的合意をした場合　**＋１１万円**
内容証明発送のみのご依頼	**手数料　５万５０００円（別途実費）**

【事務手数料】

交　渉	**１万１０００円**
調停・審判	**２万２０００円**（交渉から移行する場合は１万１０００円）
訴　訟	**３万３０００円**（交渉から移行する場合は２万２０００円　調停から移行する場合は１万１０００円） **※　訴訟提起時の印紙代は含まれません**

【各お支払い期日】

着手金・手数料	委任契約締結後１週間以内
報酬金	報酬発生事由が生じた日の属する月の末日（原則）
日　当	出廷した日の属する月の末日

（注意事項）

※１　交渉から調停，調停から訴訟に移行する場合，それぞれ追加着手金１１万円を頂戴いたします。

※２　委任契約継続中に，依頼者様に代わり，相手方又は相手方代理人との間で，面会交流の日時等を調整いたします。相当長期間にわたる場合又は月３回超の調整を要する場合は別途費用を頂戴することがあります。

※３「争いがある場合」とは，受任時に，双方の要求の全部または一部が対立している場合を言います（全プラン共通）

※４「経済的利益」は，請求者側は回収額，被請求者側は請求から減額した金額とします。後者（払う側）の場合，請求の法的妥当性，判決における見通しを勘案して，報酬金額を調整する場合があります（全プラン共通）

※５　婚姻関係を継続させたい方、修復を希望する方の場合、離婚「阻止」報酬を頂戴することがあります（応相談）

※６　共同親権が争いになる場合は、親権獲得報酬は別途ご相談になります。